柴田 竜太郎

1. 授業の概要(ねらい)

憲法や民法・刑法などと異なり、「行政法」という法典は存在しません。では、行政法という学問は何を対象とするのでしょうか?行政法という学問においては、行政活動(これは上下水道などの身近なものから、自衛隊の任務などの物々しいものまで含みます)について定めた様々な法律に共通する諸原則、いわば、それぞれの法律を読み解く「文法」に当たるものを学ぶことになります。

本講義では、こういった行政法の中でも総論と呼ばれる分野の基本的知識を習得することをねらいとします。講義では 具体例を使って分かりやすく教えるよう努めますので、皆さんも知識を覚えるだけでなく、具体的な場面での「使い方」も押さえてもらえればと思います。

2. 授業の到達目標

- ①行政法総論の基本的知識を習得すること。
- ②具体的場面において行政法総論の観点からどう考えればよいか、論理的に考え、説明できるようになること。
- 3. 成績評価の方法および基準

期末試験(100点)に基づきます。

ただし中間レポートを提出した場合は、30点の範囲内でこれに加算します。

詳細は初回講義にて説明します。

4. 教科書·参考文献

教科書

高橋滋ほか編 行政法Visual Materials (第2版) 有斐閣

参考文献

藤田宙靖 行政法入門(第7版) 有斐閣

宇賀克也ほか編 行政法判例百選 I・Ⅱ(第7版) 有斐閣

5. 準備学修の内容

予習:テキストの該当箇所(下記「各回の授業内容」に記載)を読み、疑問点をまとめておく。

復習:レジュメやテキストを読み返し、要点をノート等にまとめる。また疑問点を解消できたか確認し、解消できていない場合は参考文献を調べるなり、講師に質問するなどして解決する。

なお、本講義は憲法につき学修していることを前提に授業を進めることになるので、必要に応じて適宜、憲法の復習をすること。

6. その他履修上の注意事項

- ①講義には毎回、教科書と、2021(令和3)年版のポケット六法(有斐閣)またはデイリー六法(三省堂)を必ず持参してください。
- ②他の学生に迷惑となる行為については減点対象となります。とりわけ私語については厳しく対応するので、注意してください。
- ③双方向性をなるべく確保するため、講義の質問や要望等を歓迎します。
- ④第1回と第9回は、LMSにおけるオンデマンド形式によるオンライン授業となります。
- 以上についても、詳細は初回の講義にて説明します。

7. 授業内容

【第1回】 ガイダンス&イントロダクション(No.1~No.4)

(LMSによるオンデマンド形式のオンライン授業)

【第2回】 行政法の基本原理(1)(No.5)

【第3回】 行政法の基本原理(2)(No.5)

【第4回】 行政組織(1)(No.6~No.9, No.11)

【第5回】 行政組織(2)(No.10)、行政行為(1)(No.12)

【第6回】 行政行為(2)(No.13,14)

【第7回】 行政行為(3)(No.15)、行政裁量(1)(No.16)

【第8回】 行政裁量(2)(No.17,18)

【第9回】 中間レポート講評(LMSによるオンデマンド形式のオンライン授業)

【第10回】 行政手続(1)(No.19, 20)

【第11回】 行政手続(2)(No.21, 22)

【第12回】 行政立法(No.24, 25)

【第13回】 行政指導(No.23)、行政計画(No.26)、行政契約(No.27)

【第14回】 行政の実効性確保(No. 28~30)、行政調査(No.31)

【第15回】 期末試験と講評